

会員のみなさまの資金調達を商工会が支援します！

ご相談
無料

小規模事業者経営改善資金貸付

マル経融資のご案内

担保不要

保証人不要

低金利



マル経融資とは、商工会の経営指導を受けている小規模事業者のみなさまが、無担保・無保証で利用できる【日本政策金融公庫】の融資制度です。

経営者のお悩みはありませんか？

商工会ではマル経融資のご支援を強化しております。

資金の使い道は、仕入れ代金や買掛金の支払い、諸経費の支払い、機械設備・事業用車両の購入、店舗改装費用など様々な用途にご利用いただけます。

制度のことから経営全般のことまでお気軽に商工会にご相談ください！

融資限度額

2,000万円

利率

2.0%

(令和7年4月1日現在)

返済期間

運転資金 10年以内 (据置期間2年以内)

設備資金 10年以内 (据置期間2年以内)

適用

▼ご利用いただける方

- ・ 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方
- ・ 商工会の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けている方
- ・ 最近1年以上同一商工会地区で事業を行っている方
- ・ 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村税を原則として完納している方
- ・ 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方

▼手続きの流れ



※ 商工会による融資実行後のフォローアップ経営指導があります。

※ 申し込みから融資実行まで時間を要しますので、早めの相談をお勧めいたします。

西和賀商工会 行

FAX 0197-82-2131

下記の必要事項をご記入のうえ、メールもしくはFAXでお申し込みください

マル経融資相談申込書

該当する欄に☑を入れてください

☐ マル経制度について説明 を聞きたい	☐ マル経の申込をしたい
申込ご希望の方の資金用途 ☐ 運転資金 ☐ 設備資金	
日本政策金融公庫との取引の有無 ☐ 有り (☐ マル経 ☐ その他) ☐ 無し	
その他のご相談	

事業所名:

代表者名:

所在地:

電話番号:

連絡先担当者名:

E-mailアドレス:

※申込書受付後に商工会担当者よりご連絡させていただきます。

お申込時には以下の書類をご用意いただくと相談がスムーズに進みます。

- ◇確定申告書・決算書の控え(あれば、いずれも2期分)
- ◇最近の試算表(決算後6か月を経ている場合のみ)
- ◇納税を証明できる書類(所得税・法人税、事業税、県・市民税)
- ◇所有不動産についての資料(固定資産税納税通知書など)
- ◇銀行等の借入残高のわかる書類(支払明細等、個人事業主は住宅ローン等含む)
- ◇履歴事項全部証明書(法人の場合のみ)
- ◇見積書や契約書(設備資金を計画されている場合のみ)
- ◇営業にかかる許認可証・届出書(許認可の必要な事業のみ)

不明な点は西和賀商工会までお問い合わせください。メール:nishiwaga@shokokai.com

TEL:0197-82-2270 FAX:0197-82-2131